

## 水道メーター定期交換のお知らせ

今年度、次の地区の有効期間満了となる水道メーターが定期交換の対象となりますので、お知らせします。

- ・ 三川目、鹿中、四川目、五川目、淋代、細谷、六川目、織笠、塩釜、砂森、天ヶ森地区
- ・ 根井、朝日、高野沢、谷地頭、富崎、越下、八幡、新森地区

- ・ 期間は令和3年6月～令和3年12月まで

なお、事前に身分証を携帯した水道業者が各家庭や事業所にお伺いしますので、ご協力をお願いします。また、水道メーターは市から支給されているものですので交換費用は無料となっております。

問合せ先：上下水道部水道課 Tel 53-5111 (内線337)